

令和5年度 第2回骨寺村莊園遺跡指導委員会

日 時：令和6年2月16日(金)
午後2時～4時
場 所：一関市役所 会議室棟第1会議室

次 第

【委嘱状交付】

1 開 会

2 あいさつ

3 委員長の選任及び副委員長の指名

4 報 告

(1) 世界遺産拡張登録に係る経過

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る関係者会議概要 ······ **資料①**

(2) 令和5年度発掘調査報告

····· ······ ······ ······ **資料②**

(3) 重要建物について

····· ······ ······ ······ **資料③**

(4) 令和5年度村落調査研究事業の経過

····· ······ ······ ······ **資料④**

5 協 議

(1) 重要文化的景観部会及び史跡部会の設置について ······ **資料⑤**

(2) 令和6年度発掘調査計画について ······ **資料⑥**

(3) その他

6 そ の 他

7 閉 会

骨寺村莊園遺跡指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1 骨寺村莊園遺跡の調査研究と整備活用等に関する指導助言を得るため、骨寺村莊園遺跡指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2 指導委員会は、次の事項について必要な指導助言を行う。

- (1) 骨寺村莊園遺跡の発掘調査及び国史跡指定に関すること。
- (2) 骨寺村莊園遺跡の史跡の復元整備、活用、管理等に関すること。
- (3) 重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全等に関すること。
- (4) 平泉文化と骨寺村莊園遺跡の調査研究等に関すること。
- (5) その他骨寺村莊園遺跡に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3 指導委員会は、20名以内の委員をもって構成し、委員は、文化財、考古学、農学及び建築学に関する専門家、有識者、地域関係者、行政関係者等のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、任期を2年以内で別に定めることができる。

(運営)

第4 指導委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第5 指導委員会に、第2の事項を個別に検討するため、部会を設けることができる。

2 部会は、指導委員会委員その他の有識者のうち、教育長が委嘱する7人以内の部会員によって構成し、部会員の互選による部会長1人を置く。

(アドバイザー)

第6 指導委員会及び部会に、専門的見地からの意見を求めるため、必要に応じ、アドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7 指導委員会及び部会は、教育長が招集する。

- 2 委員長及び部会長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会長は、部会で協議した事項を指導委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、指導委員会委員又は部会員から会議によらず、第2に掲げる事項の指導助言を受けることができる。
- 5 教育長は、前項の指導助言を受けた事項を指導委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8 指導委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(経過)

平成25年7月29日 一関市教育委員会告示第3号

平成29年8月30日 一関市教育委員会告示第4号

骨寺村莊園遺跡指導委員会委員名簿 (R6.2.16～R8.2.15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	誉 田 慶 信			
2	佐 川 正 敏			
3	佐々木 邦 博			
4	玉 井 哲 雄			
5	広 田 純 一			
6	中 村 琢 巳			
7	八重樫 忠 郎			
8	工 藤 武			
9	沼 倉 恵 子			
10	五十嵐 正 一			
11	佐々木 貞 子			
12	佐 藤 光 雄			
13	佐 藤 登			
14	小 巖 芳 夫			
15	佐 藤 一 美			

アドバイザー

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	半 澤 武 彦	岩手県文化スポーツ部 文化振興課 世界遺産課長	世界遺産	
2	北 村 安	岩手県県南広域振興局 土木部一関土木センター所長	土木行政	
3	畠 山 英 勝	岩手県県南広域振興局 農政部一関農村整備センター所長	農林水産行政	

事務局名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	時 枝 直 樹	教育長	
2	及 川 和 也	教育部長	
3	氏 家 克 典	文化財課長兼骨寺莊園室長	
4	木 村 修	骨寺莊園室 室長補佐兼骨寺莊園係長	
5	小野寺 千亜希	骨寺莊園室 主任主査	文化財課兼務
6	金 野 修	文化財課 課長補佐兼文化財係長（兼）	
7	菅 原 孝 明	文化財課 学芸主査（兼）	
8	鈴 木 雄 己	博物館 学芸員（兼）	

(兼) 骨寺莊園室兼務

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る関係者会議

期　日：令和5年8月30日(水)

10:30～11:00

会　場：平泉文化遺産センター

ふれあいホール（1階）

次 第

1 開　会

2 挨　拶

3 協　議

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る岩手県・一関市・奥州市・
平泉町申合せ（案）

4 閉　会

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る関係者会議

出席者名簿

【県市町代表者】

所 属	職 名	氏 名	備 考
一 関 市	市 長	佐 藤 善 仁	
奥 州 市	市 長	倉 成 淳	
平 泉 町	町 長	青 木 幸 保	
岩手県文化スポーツ部	部 長	小 原 勝	

【事務局】

所 属	職 名	氏 名	備 考
一 関 市 教 育 委 員 会 教 育 部 骨 寺 庄 園 室	室 長	氏 家 克 典	
	室長補佐兼 骨寺莊園係長	木 村 修	
	学芸主査	菅 原 孝 明	
	学 芸 員	鈴 木 雄 己	
奥 州 市 教 育 委 員 会 事 務 局 歴 史 遺 產 課 世 界 遺 產 登 錄 推 進 室	室 長	小 野 寺 正 行	
	主査兼上席主任学芸員	及 川 真 紀	
平 泉 町 世 界 遺 產 推 進 室	室 長	高 橋 国 博	
	室長補佐	島 原 弘 征	
	主 任	鈴 木 理 世	
岩 手 県 文 化 ス ポ ーツ 部 文 化 振 興 課	総括課長	武 藏 百 合	
	世界遺産担当課長	半 澤 武 彦	
	主任主査	齋 藤 里 香	
	主 査	久 保 賢 治	
	主 事	小 原 大 典	
岩 手 県 教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 习 文 化 财 課	文化財専門員	櫻 井 友 梓	

(案)

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る

岩手県・一関市・奥州市・平泉町申合せ

- 1 柳之御所遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、達谷窟、骨寺村荘園遺跡の5資産については、世界遺産「平泉」の拡張登録を目指して取り組んできたが、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の意見を踏まえ、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成を令和5年度から進める。
- 2 資産の価値向上及び将来的な世界遺産への拡張登録を目的とし、前記1に掲げる5資産の調査研究などの取組及び支援を継続する。
- 3 世界遺産「平泉」の構成資産及び上記1に掲げる5資産を「ひらいづみ遺産」として、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信に取り組むとともに、当該資産を活用した文化観光の取組を推進する。

「ひらいずみ遺産」保存活用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世界遺産「平泉」の構成資産及び世界遺産「平泉」をより深く理解する上で欠くことのできない関連資産を「ひらいずみ遺産」として定め、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信を行うことにより、相互にその価値を高めるとともに、県民の理解を促進し、歴史的価値の高い重要な遺産として、将来の世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「ひらいずみ遺産」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 世界遺産「平泉」構成資産

中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡及び金鶏山

(2) 世界遺産「平泉」関連資産

柳之御所遺跡、骨寺村莊園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡及び達谷窟

(取組)

第3条 ひらいずみ遺産に係る保存活用を図るため、次に掲げる取組を推進する。

(1) 包括的保存管理計画に基づく保存管理

(2) 調査研究、調査研究に係る成果の蓄積及び情報共有

(3) 各構成資産を拠点とした周遊・来訪促進等の文化観光

(4) 県内の他の世界遺産との連携

(5) 第1号から第4号の取組及び価値の発信

2 前項の取組を推進する場合において、市町関係部局その他関係機関と連携及び調整を図るものとする。

(ひらいずみ遺産連絡会議)

第4条 前条に掲げる取組を推進するため、別表に掲げる者で構成する「ひらいずみ遺産連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、ひらいずみ遺産の保存活用、調査研究及び情報発信等の方針及び具体的な取組に係る協議・連絡調整等を行う。
- 3 会長に、岩手県文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 連絡会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 5 連絡会議の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

ひらいずみ遺産連絡会議	岩手県 一関市 奥州市 平泉町
-------------	--------------------------

(1)-②令和5年度骨寺村莊園遺跡確認調査の報告

令和5年度は、骨寺村莊園遺跡のうち、駒形根神社、山王窟、慈恵塚の3か所の確認調査を実施した。

1 骨寺村莊園遺跡（駒形根神社）の調査

位置：一関市厳美町字駒形 8-1（駒形根神社境内）

期間：令和5年4月11日～6月23日

面積：約 50 m²

目的：令和4年度に土師器片が出土したため、その周辺（平場の南東端）を調査して関係する遺物がないか確認する。

結果：遺構は確認できなかった。土層断面から、複数回にわたって造成工事が行われたことを確認できた。

遺物は、縄文土器片、フレーク、平安時代の土師器壺形土器・甕形土器、赤焼土器の壺形土器、鎌倉時代のかわらけ（灯明皿）、鉄磬、江戸時代の銭貨、陶磁器、鉄製品、明治時代以降の陶器、鉄製品を確認した。特に、鉄磬の確認の意味は大きく、骨寺村莊園遺跡での発掘調査で、仏具の出土は初めてである。灯明皿の存在も含めて、現在の駒形根神社が、古代から継続して宗教的な場所として存在していたといえる成果である。

2 山王窟の調査

位置：一関市厳美町字若井原 194-33

期間：令和5年5月18日～8月31日

面積：約 20 m²

目的：修験者の修行の場といわれているが、それがいつまですかのぼれるかを確認する。

結果：遺構は確認できなかった。

遺物は、土器9点、陶器4点、火打石1点、銭貨11点、鉄製品8点である。土器は、器形、出土状況から、特別な皿の破片と考えることができる。銭貨は寛永通宝、仙台通宝、十銭・二十銭貨であった。鉄製品は角釘、神社の鰐口と思われる破片である。これらはいずれも江戸時代以降のものと考えられ、この時代から参拝者がいたことを示す。

3 慈恵塚の調査

位置：一関市厳美町字下真坂 25-7

期間：令和5年6月23日～7月31日

面積：約 100 m²

目的：慈恵塚の周囲にある周堤を調査し、来年度以降の調査の手がかりを見つける。

結果：遺構は確認できなかった。

遺物は、磁器 4 点、石器・石製品 40 点、銭貨 4 点、鉄滓 1 点である。石製品は、中央に穴が開いている「穴あき石」、円盤状の石、石製の宝珠が含まれ、信仰にかかわるものである。銭貨は寛永通宝である。石製品と銭貨については、平成 22 年度の現状調査でも表面採集で確認されており、今回の調査でさらに江戸時代の信仰を裏付ける結果となった。

まとめ

今回の調査では、駒形根神社の境内で大きな発見があった。鉄磬と鎌倉時代の灯明皿により、駒形根神社の位置が古くから宗教的な場所であったといえる。文献史学では、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれている「六所宮」が現在の駒形根神社の位置だといわれており、今回の調査成果はその可能性を高める成果であるといえる。



写真 1 かわらけ（表面）



写真 2 かわらけ（裏面）



写真 3 鉄磬（表面）

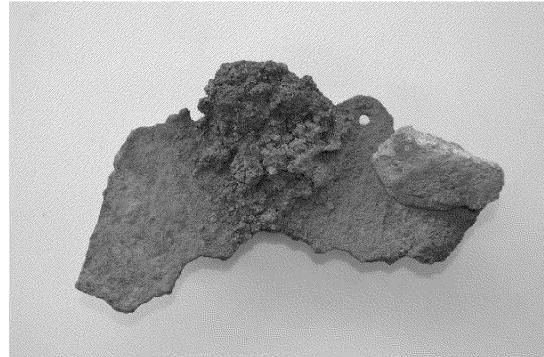


写真 4 鉄磬（裏面）



写真5 駒形根神社土層断面

写真

写真6 現地説明会の様子



写真7 山王窟現場写真



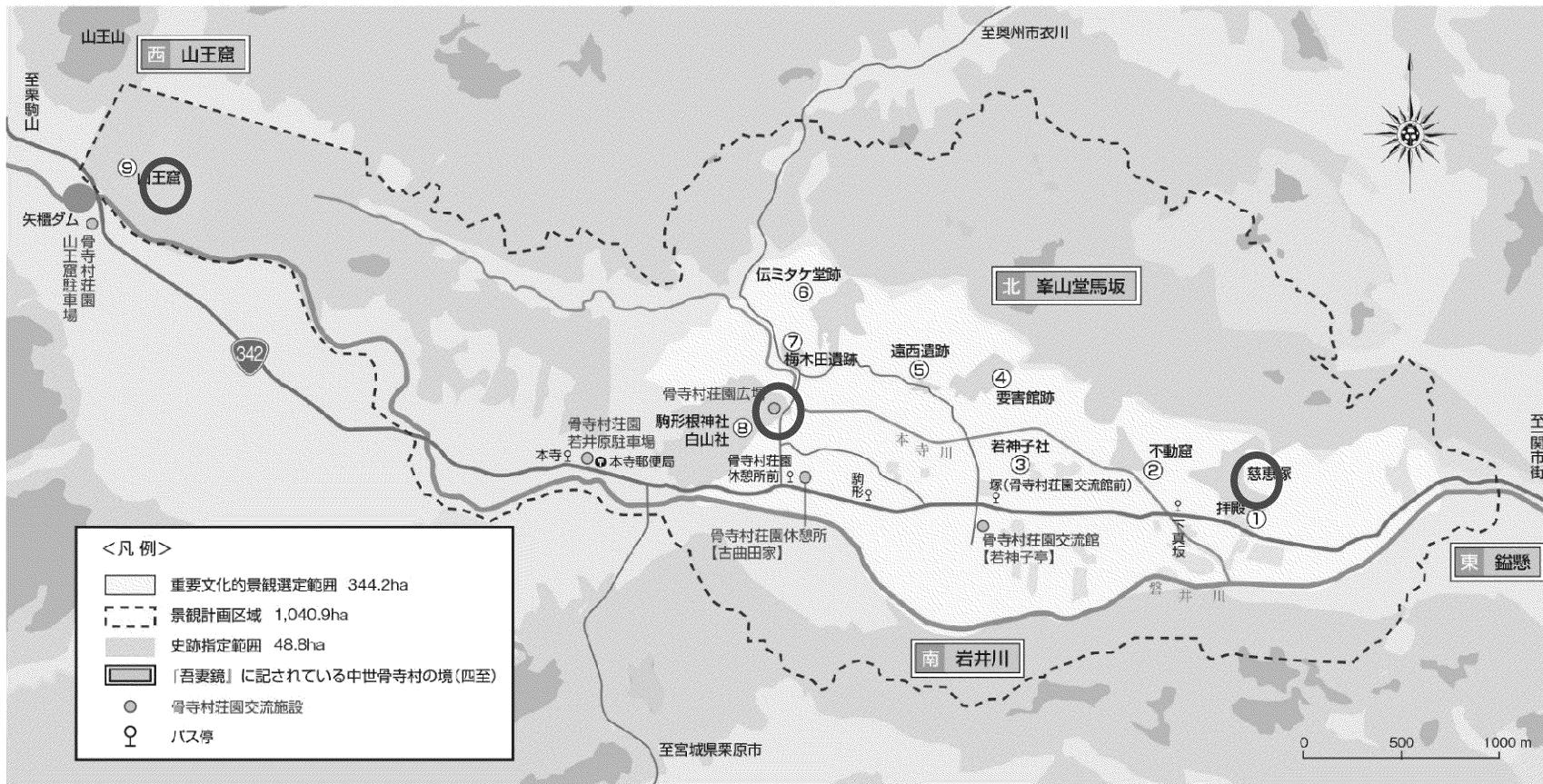
写真8 山王窟出土鰐口



写真9 慈恵塚現場写真



写真10 慈恵塚出土石製品



(1) 報告③重要建物について

○重要建物の空き家について

荒廃した長期不在の空き家について、所有者（死去）の家族より、除却したい意向があつた件

（厳美町字駒形地内）

（状況）

荒廃した長期不在の空き家について、令和5年1月に所有者（死去）の家族より、除却したい意向があつた。重要建物の選定前から居住の実態がなく、主屋北側の劣化が激しい状態で、積雪があった場合に倒壊する可能性が高く、隣接の重要建物や道路への二次被害などが懸念されていた。

（課題）

重要建物であり、すぐには解決できない問題である。

（文化庁との協議 7月）

制度の主旨から取り壊してよいとは言えない。バス停付近で目立つので、応急的な措置としてブルーシートで養生してもらい、空き家活用モデルとして協力してもらつたらどうか。本寺の街歩きを景観部会で行い、課題共有し、皆でアイディアを出す機会を設ける。

（第1回骨寺村莊園遺跡指導委員会の意見 8月）

当該建物は景観法に照らし合わせれば特定空き家として解体しなければならない。

（委員長による現場確認 11月）

保存活用の結論が出ないようであれば、倒壊する可能性があり危険な建物なので除却はやむを得ない。

（都市整備課建築技師による現場確認 11月）

地震よりも風害や雪害による倒壊の危険性が高く、降雪時期前に対処が必要。

（空き家活用について専門家より意見聴取 11月）

文化庁の委託を受けて一関市の重要文化的景観の活用調査を実施した経験のある株式会社キャッセン大船渡取締役臂^{ひじとおる}徹氏と現地確認を行い、重要建物の今後の活用について意見を伺った。

課題などの情報共有を行い、今後も継続して相談していくこととした。また臂氏より様々な角度から活用方法などの提案をいただくこととなっている。

（課題への対応 12月～1月）

所有者の家族と養生シートでの応急措置や保存維持していくことの交渉、空き家活用などの協議を重ねたが、相手方は、自身が高齢であり管理が難しいこと、建物の危険性を考え早く除却したいという意思が変わらなかった。

県を通じ、文化庁と対応協議を重ね、降雪前に倒壊する危険性があることから、除却の際は重要建物としての記録保存調査を実施することを条件とし、除却についての現状変更届を文化庁へ提出。

→除却に至る。

また、今後は重要建物の除却に至る前に対処できるよう、保存管理に関する方針を検討する。

【写真】駒形バス停前空き家

除却前



除却後



④ 令和5年度村落調査研究事業の経過

1 博物館講座「骨寺大学」(全6回) 開講 (会場:一関市博物館)

① 「松脂運上のこと」 5月21日(日)

[REDACTED] 参加者 17名

② 「川と堤と堰-水をめぐって-」 6月24日(土)

菊池勇夫(当館館長) 参加者 17人

③ 「骨寺村絵図作成のねらい-仏神絵図-」 7月8日(土)

小岩弘明(当館骨寺村莊園遺跡専門員) 参加者 14人

④ 「法名を持つ骨寺村の住人たち」 9月9日(土)

[REDACTED] 参加者 16人

⑤ 「本寺佐藤家文書にみる明治時代本寺の生活」 10月14日(土)

[REDACTED] 参加者 11人

⑥ 「本寺の水利と地名」 11月18日(土)

[REDACTED] 参加者 17人

【対象・定員】 各回一般 50人

【参加延人数】 92人

2 博物館職員による調査研究

骨寺村絵図の再検討

3 令和5年度骨寺村莊園遺跡村落調査研究会(令和5年12月7日(木))

会場:一関市博物館 対象:博物館職員及び事業協力者 参加者:11名

① 「明治前期における本寺の土地所有」 [REDACTED]

② 「骨寺村(本寺)の用水について」 [REDACTED]

菊池 勇夫

③ 「骨寺莊園遺跡の調査」 [REDACTED]

④ 「骨寺村絵図を再読する-神田のゆくえ-」 [REDACTED]

小岩 弘明

⑤ 「在家絵図を精査する」 [REDACTED]

4 今後の予定

『令和5年度骨寺村莊園遺跡村落調査研究報告書』刊行予定

執筆者 5名

(2)-①文化的景観部会及び史跡部会の設置について

○これまでの経緯

骨寺村莊園遺跡指導委員会では、設置要綱に基づき史跡と重要文化的景観について、また世界遺産推進部会を設置して世界遺産登録について議論を重ねてきた。

しかし、史跡や世界遺産に比して文化的景観の議論を進めることができ少なかったこと、令和5年8月の関係者会議により世界遺産拡張登録に一区切りとなったことから、指導委員会の今後の在り方を改めて検討する必要が出てきた。

そこで、事務局案として、文化的景観部会と史跡部会を設置することを提案したい。個別案件は部会で議論し、本委員会で報告する形を想定している。

○文化的景観部会

目的：設置要綱第2（3）重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全等に関するここと、について議論する。

①重要建物の修理修景事業において、修理修景の要望のあった建物を確認し、よりよい修理修景を目指す。

②一関本寺の農村景観保存計画の改定にあたり助言を行う。

部会員：別紙名簿案のとおり。

開催の目安：年2回を想定。そのうち1回は、5～6月開催を想定する。

○史跡部会

これまで設置していた世界遺産推進部会を改称するもの。

目的：設置要綱第2（1）骨寺村莊園遺跡の発掘調査及び国史跡指定に関するここと、
（2）骨寺村莊園遺跡の史跡の復元整備、活用、管理等に関するここと、
（4）平泉文化と骨寺村莊園遺跡の調査研究等に関するここと、
について議論する。特に、骨寺村莊園遺跡確認調査の現地を確認し、調査成果や今後
の方向性について議論する。

部会員：別紙名簿案のとおり。

開催の目安：年1回を想定。

骨寺村莊園遺跡指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1 骨寺村莊園遺跡の調査研究と整備活用等に関する指導助言を得るため、骨寺村莊園遺跡指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2 指導委員会は、次の事項について必要な指導助言を行う。

- (1) 骨寺村莊園遺跡の発掘調査及び国史跡指定に関すること。
- (2) 骨寺村莊園遺跡の史跡の復元整備、活用、管理等に関すること。
- (3) 重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全等に関すること。
- (4) 平泉文化と骨寺村莊園遺跡の調査研究等に関すること。
- (5) その他骨寺村莊園遺跡に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3 指導委員会は、20名以内の委員をもって構成し、委員は、文化財、考古学、農学及び建築学に関する専門家、有識者、地域関係者、行政関係者等のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、任期を2年以内で別に定めることができる。

(運営)

第4 指導委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第5 指導委員会に、第2の事項を個別に検討するため、部会を設けることができる。

2 部会は、指導委員会委員その他の有識者のうち、教育長が委嘱する7人以内の部会員によって構成し、部会員の互選による部会長1人を置く。

(アドバイザー)

第6 指導委員会及び部会に、専門的見地からの意見を求めるため、必要に応じ、アドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7 指導委員会及び部会は、教育長が招集する。

- 2 委員長及び部会長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会長は、部会で協議した事項を指導委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、指導委員会委員又は部会員から会議によらず、第2に掲げる事項の指導助言を受けることができる。
- 5 教育長は、前項の指導助言を受けた事項を指導委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8 指導委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(経過)

平成25年7月29日 一関市教育委員会告示第3号

平成29年8月30日 一関市教育委員会告示第4号

文化的景観部会員名簿（案）(R6.2.16～R8.2.15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	佐々木 邦 博			
2	広 田 純 一			
3	中 村 琢 巳			
4	五十嵐 正 一			
5	佐々木 貞 子			

史跡部会員名簿（案）(R6.2.16～R8.2.15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	誉 田 慶 信			
2	佐 川 正 敏			
3	玉 井 哲 雄			
4	八重樫 忠 郎			
5	佐 藤 光 雄			

(2)-②令和6年度発掘調査計画について

令和6年度は、史跡「骨寺村莊園遺跡」確認調査年次計画（第3期、令和4～8年度）の3年目にあたる。令和5年度から引き続いて、白山社及び駒形根神社、慈恵塚の2か所の内容確認調査を行う。

山王窟の発掘調査については、日吉社の整備方法とあわせての検討が必要であり、将来的な整備の中で行うこととするため、令和6年度の調査は実施しない。

1 駒形根神社

令和5年度調査により、境内地の平場から斜面にかけての際の部分において、旧表土が残存していることが判明した。その旧表土を他の場所でも確認すること目的に、境内地北側の際の調査を実施する。

調査面積は約 50 m²を予定している。

2 慈恵塚

令和5年度調査では、周辺の高まりを調査したが、めぼしい遺構は確認できなかった。今回は、塚の頂部の石造物や葺石をよけて、塚の断ち割り調査を実施する。

調査面積は約 50 m²を予定している。

3 調査時期

2か所の調査を令和6年4月から7月にかけて実施する。

4 その他

史跡の現状変更許可申請書は提出済みである。

史跡「骨寺村莊園遺跡」確認調査年次計画（第3期）

【目的】

骨寺村莊園遺跡は、13世紀から14世紀に描かれた『陸奥国骨寺村絵図』の現地として、現在もその面影を色濃く残す地域として著名である。

本事業は、第1期、第2期の調査に引き続いだり、史跡骨寺村莊園遺跡の内容確認調査を実施する。合わせて史跡指定地以外も調査し、絵図の内容を裏付けることで、国指定史跡の価値を高めることを目的とする。

計画期間は令和4年度から8年度までの5ヶ年とする。

【計画】

内容確認調査の内容は以下のとおりである。

1. 白山社及び駒形根神社における発掘調査
2. 平泉野遺跡における発掘調査
3. 山王窟の発掘調査
4. 慈恵塚の発掘調査
5. 史跡指定地以外の発掘調査

調査箇所	R4	R5	R6	R7	R8
白山社及び駒形根神社	○	○	○	○	○
平泉野遺跡	○				
山王窟		○		○	○
慈恵塚		○	○	○	○
史跡指定地以外				○	○

【調査体制】

一関市教育委員会文化財課、並びに関係部署（骨寺莊園室・博物館）

常時、地元住民からの聞き取り及び協議を行う。また、骨寺村莊園遺跡指導委員会の指導内容を調査に反映させる。

【経費】(千円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8
経費（予算）	6,734	6,532	5,306	5,186	4,974

【報告書】

埋蔵文化財調査報告書は、年度毎に刊行する。

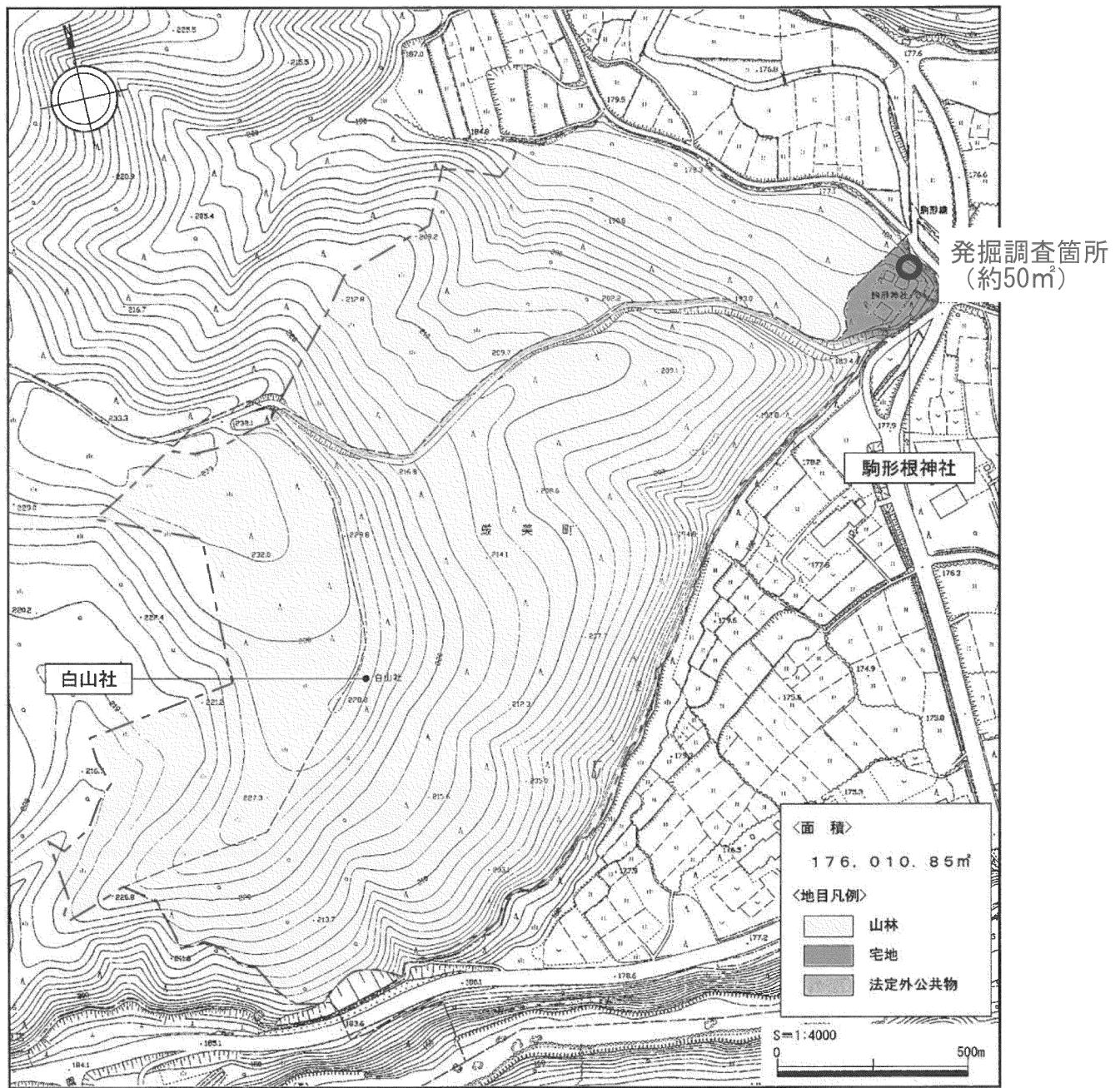
【留意事項】

調査は、土地地権者及び地元住民との十分な協議の上、実施する。山林の樹木の伐採等についても同様である。

骨寺村莊園遺跡は観光地であるため、訪問者へ十分配慮する。同様に調査範囲にフェンス・ロープなどを設置し、史跡に対する配慮を行う。

(2) 白山社・駒形根神社

白山社・駒形根神社の所在する平泉野台地は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた西側正面の山並みの最前列にあたる。「詳細絵図」に描かれた平泉野台地付近を表す内容は、台地の東裾から山王山までの範囲を意図したものと考えられ、その範囲には山王石屋、七高山、骨寺堂跡、六所宮、房社跡等也、等が示されている。「簡略絵図」には、平泉野台地上に堂山、六所宮、骨寺跡、白山、寺崎、台地東側縁辺部付近に馬頭観音が示されている。平泉野台地では、國學院大学による調査が行われたり、当市も発掘調査（平成17年度）を実施しているが、「陸奥国骨



白山社・駒形根神社指定範囲図



写真1 駒形根神社発掘調査予定位置（矢印部分）



写真2 駒形根神社発掘調査予定位置（赤枠部分、約 50 m²）

(9) 慈恵塚及び大師堂（拝殿）

慈恵塚は本寺地区の東側に位置し、北側丘陵の頂部、標高210m付近にある。山裾の標高151m付近には、大師堂（拝殿）がある。ここで祀られている慈恵大師は、比叡山中興の祖と言われる18世良源であり、天台宗の重要な聖人の一人である。慈恵塚には、莊園としての営みが途絶えた後、近年まで中尊寺の大長寿院の院主が訪れ、護摩焚き等の宗教活動を行っていた。

指定地の植生は、落葉広葉樹林が多くみられ、露岩地などにアカマツ林が点在している。慈恵塚・大師堂より西側部分については、大規模な樹木伐採が行われたため、現況では陽光性の低木林が繁茂している。

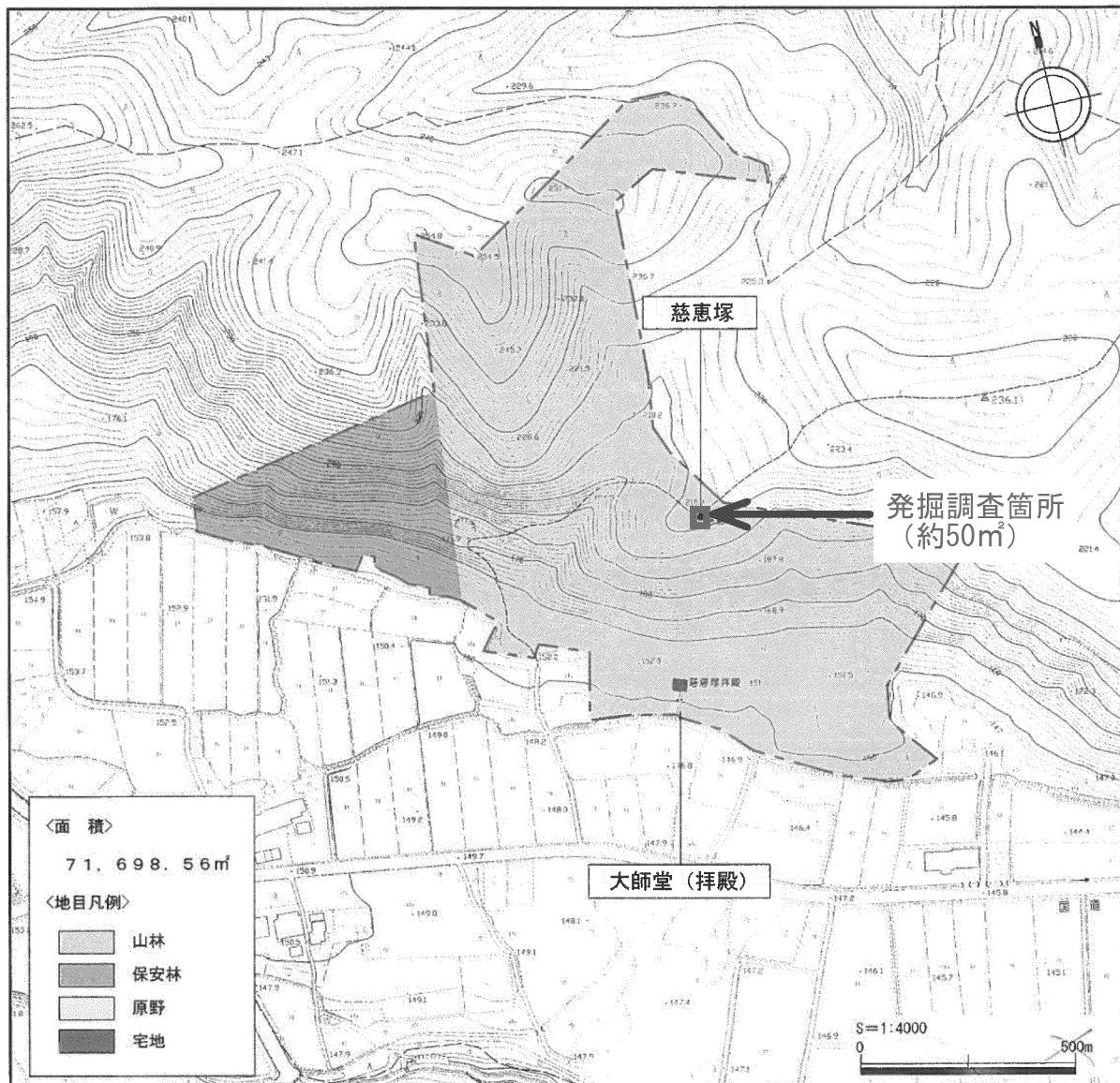




写真3 慈恵塚発掘調査予定位置（赤枠部分）



写真4 慈恵塚発掘調査予定位置（赤枠部分、約 50 m²）

【その他】

令和5年8月 本寺川護岸毀損



※敷地の境界、その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/2500





令和5年10月 不動窟樹木伐採



着手前



完了



作業状況